

## 令和 6 年度 福岡地方最低賃金審議会専門部会公益委員見解

令和 6 年 8 月 8 日

公益委員としては、本年度の最低賃金について、51 円の引上げを妥当なものとする。その理由は、次の通りである。

## 1 基本的な考え方

中央最低賃金審議会は、政府方針に配慮して 3 要素を考慮した審議を行った結果、令和 6 年度の地域別最低賃金額改定の目安について福岡県を含めた B ランクを目安額を 50 円とした。同審議会は、①労働者の生計費につき消費者物価の上昇がみられること、②賃金につき、大手企業・中小企業ともに昨年を上回る高水準の賃金上昇率がみられること、③賃金改定状況調査結果第 4 表③における賃金上昇率が昨年を上回っていること、④通常の事業の賃金支払能力につき、売上高経常利益率が安定して改善の傾向にあること、⑤従業員 1 人あたり付加価値額が改善していることを挙げている。その一方で⑥売上高経常利益率、価格転嫁は二極化の傾向にあり、⑦倒産件数が過去最多を大幅に更新していることを注視した。同審議会公益委員は、上記の観点を踏まえつつ、消費者物価の上昇が続いていることを考慮して、労働者の生計費を重視した。そして地方最低賃金審議会に対し、「目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配慮いただきたい」と期待している。我々も当見解及び同期待に賛同するところである。

最低賃金の改正決定にあたり最も重要な要素となるのは最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素であり、福岡県最低賃金は福岡地方における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。もともと、令和 6 年 7 月 5 日付福岡労働局長発福岡地方最低賃金審議会宛「福岡県最低賃金の改正決定について（諮問）」（福岡労発基 0705 第 1 号）は「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針 2024（同日閣議決定）に配慮」することを求めており、これら閣議決定が、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりと議論いただくこと、地域間格差の是正を図ることを重要視していることに鑑み、中央最低賃金審議会が示す目安への配慮は不可欠であり、最低賃金法の定める 3 要素に加え、本年度はさらに最低賃金が消費者物価を一定程度上

回る水準であるべきことを重視しなければならない。また、福岡地方最低賃金審議会が最低賃金改正決定を行うにあたり、最低賃金法は法所定の考慮要素以外を考慮してはならない旨定めておらず、むしろ当審議会で用いた福岡県における各種の客観的資料に基づき検討すべきであろう。以上のように、本公益委員見解はまず福岡県における法定 3 要素を検討した上で、各種客観的資料を含めて総合的に検討した。

## 2 福岡地方における労働者の生計費

「1世帯当たり1か月間の収入と支出の推移」をみると、福岡市・北九州市で収入・支出ともに10ポイント程度の上昇がみられる（別冊Ⅱ資料1-1。特に断りがない限り対前年比。以下同じ。）。総務省による消費者物価指数をみても、中央最低賃金審議会が重視した「持家の帰属家賃を除く総合」の上昇率が全国平均よりも福岡市及び北九州市のそれが上回っていることを確認することができる（1-5）。消費者物価の高騰に対して消費が追いつきつつあるが、さらに価格転嫁が進むことも予想され、消費者物価の上昇が続く中では最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を向上させる必要がある。

## 3 福岡地方における労働者の賃金

「賃金改定状況調査結果」をみると、第4表③における賃金上昇率（Bランク）は合計で2.9%であり、パートについては3.7%となっている（11）。これは最大値であった昨年度の結果（昨年度2.4%）を上回っているとともに、特にパート（昨年度2.4%）の上昇率が顕著であって賃上げの効果が特定労働者に偏ることなく行き渡っていることを示している。

福岡地方の賃金に関する資料をみると、「2024 春季生活闘争連合福岡第7回（最終）回答集計結果」における賃金上昇率は全体で4.29%と、2015年以降最高水準となった（2-1）。福岡県経営者協会の「2024 年春季労使交渉・賃金改定回答一覧」をみても、100人未満の賃金引上げ率は平均4.70%と、こちらも高水準となっている（2-2）。「福岡県内公共職業安定所別求人平均賃金状況（常用パート）」の時給についても、平均して50円の引上げを確認することができる（2-6）。また、福岡県の有効求人倍率（2023年）は上昇傾向にあり、失業率も減少している（4）。パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額は令和元年から1,000円を上回っているが、令和6年5月は1,160円であり、募集賃金下限額でみても1,089円となっており（8）、人手不足にともなう実勢賃金額の上昇を確認することができる。

賃上げは過去最高水準にあるが、その効果は依然として大企業中心である（2-1、2-2）。国税庁「民間給与実態統計調査」で福岡国税局管内の給与階級別分布

をみると、年収 200 万円以下の割合に上昇傾向がみられ (2-7)、低賃金労働者の処遇改善が進んでいないことが確認できる。確かにパートタイム労働者の処遇改善は進んでいるが、未だ不十分であるといえる。これらにより、賃金水準が相対的に低い中小企業・小規模事業所労働者の賃金を消費者物価の上昇以上に引き上げることが重要である。

#### 4 福岡地方における通常の事業の支払能力

福岡県「県内企業における価格転嫁及び賃上げに関する調査結果」(3-8)によると、価格転嫁が一定程度(7割以上)進んでいる企業は23.9%に留まり、全く価格転嫁できていない企業も12.5%存在している。とりわけ地域住民の生活と雇用を支える中小企業・小規模事業者では、依然として賃上げ分を価格転嫁するための価格交渉すら困難な状況もあることに十分配慮しなければならない。他方で、福岡県の企業倒産件数が全国平均よりも高水準であること(5)、信用保証協会による代位弁済が増加している一方で(3-11)、休廃業増加件数は全国平均よりも低位に推移していること(6)、常用労働者数と就業者数が増加傾向にあること(8)にも十分配慮しなければならない。

ただし、物価上昇に伴う価格転嫁の状況につき、福岡県では官民労の13団体で「価格転嫁の円滑化に関する協定」を締結し各種の取組を行っているところである。あわせて、県内企業数の99%を占める中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上の支援など、一連の政策をより強化徹底することが政府の政策として示されており、価格転嫁、企業の収益増加、賃金の上昇、消費の増加という好循環につなげる必要がある。

#### 5 結論

中央最低賃金審議会は、令和6年度の地域別最低賃金額改定の目安額を50円とした。当審議会公益委員としては、福岡県の経済・雇用の実態を見極めつつ、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、地域間格差の是正を図ることを考慮するものであって、その趣旨は中央最低賃金審議会が示した「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」と一致するものである。中央最低賃金審議会が示す目安を考慮すべきと判断し、加えて、福岡県における最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があるとの観点から、最低賃金の地域間格差を縮小させることが活力ある福岡県の経済に寄与する点も考慮して、令和6年度の福岡県最低賃金額は中央最低賃金審議会の目安に1円を加えた51円(5.42%)引き上げ、992円とすることが妥当であるとの結論に達した。